



子育て両立支援の ～お知らせ～

社会福祉法人豊生会では、平成21年8月に育児・介護規定を制定し、職員の出産・育児・介護等の休業や子供の看護休暇、育児・介護の為の時間外労働や深夜業の制限及び、短時間勤務等に関する取扱いについて定めており、職員が仕事と子育て等を両立させることが出来、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう取り組んでいます。

両立支援行動計画

目標1： 産前産後休暇や育児休暇制度の周知を図り、妊娠中の女性職員の健康管理に努め、制度の活用定着を図る。

- 対策：
- 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布し、妊娠中の女性職員の健康状態の把握に努める。
 - 制度の整備や職員に対する周知、啓発活動を行い、制度利用水準を80%以上にし、定着を図る。
 - 制度周知を図るため管理職研修を行う。

目標2： 年次有給休暇取得の促進を図る。

- 対策：
- 年次有給休暇を取得することにより、働きやすい職場を目指す。
 - 有給休暇の取得が少ない職員の取得促進を図る為、管理者会議により周知徹底し、事業所に促進の文書を掲示する。

制度を利用される職員は、申出書当の書類が事務所にありますので、それぞれ記入し、事業所部長まで提出して下さい。

社会福祉法人 豊生会 みゆき苑

〒899-5112 鹿児島県霧島市隼人町松永895番地3

電話 0995-43-8111 FAX 0995-43-1621

